

○長崎国際大学図書館文献複写内規

(平成12年4月1日制定)

改正 平成26年4月1日 平成27年5月13日
 令和1年11月1日 令和2年6月30日
 令和2年10月1日 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この内規は、長崎国際大学図書館利用に関する細則第14条の規定に基づき、長崎国際大学図書館（以下「図書館」という。）の文献資料の複写に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(文献資料の複写)

第2条 図書館の文献資料について、教育研究を目的とする場合に限り、著作権法に違反しない範囲において、所定の手続きにより複写することができる。

2 図書館の文献資料の保存及び管理上不適当と思われる場合は、複写を認めない場合がある。

3 送信を受けた資料は、利用者の申請に基づき、図書館職員が複写作業を行う。

(複写申込み)

第3条 複写を希望する者は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、図書館長の承認を得なければならない。

(利用料金)

第4条 複写機の利用料金は、以下の通り定める。ただし、諸般の事情により、料金を変更する場合がある。

1ページにつき以下の料金とする。		
利用形態	白黒複写	カラー複写
館内複写	10円/枚	20円/枚
学外からの文献複写依頼	40円/枚	100円/枚

(複写責任)

第5条 複写物の使用により、著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該複写の申込みをした者がその責任を負うものとする。

(送信サービス)

第6条 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の複写については、別途内規に定める。

(改定)

第7条 この内規の改定は、図書館委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日)

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月13日)

この内規は、平成27年5月13日から施行する。

附 則(令和1年11月1日)

この内規は、令和1年11月1日から施行する。

附 則(令和2年6月30日)

この内規は、令和2(2020)年6月30日から施行する。

附 則(令和2年10月1日)

この内規は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。